

島田市新型コロナウイルス感染症等対策備品貸出事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市民が参加する市内の行事又は会議（以下「行事等」という。）における新型コロナウイルス（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）等の拡大防止を図るため、当該行事等の主催者に対し、感染対策に係る備品（以下「備品」という。）を貸し出す事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 事業の対象者は、市内で開催され、かつ、営利を目的としない行事等であって、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものの主催者とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 市が後援していること。
- (2) 行事等の主たる参加者が市民であること。

2 前項の規定にかかわらず、島田市暴力団排除条例（平成24年島田市条例第31号）第2条第1号に掲げる暴力団又は同条第3号に掲げる暴力団員等及び当該暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有するものは、事業の対象者としなない。

(備品の種類等)

第3条 一の対象者につき貸出しできる備品の種類及び数量は、別表のとおりとする。

(備品の貸出期間)

第4条 備品の貸出期間は、10日以内とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(借用の申請)

第5条 備品を借用しようとするもの（以下「申請者」という。）は、借用しようとする日の6月前から5日前までの間に、新型コロナウイルス感染症等対策備品貸出事業備品借用申請書（様式第1号）に当該行事等の内容が分かる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(貸出しの許可)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、新型コロナウイルス感染症等対策備品貸出事業備品貸出許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

2 市長は、備品の貸出しの許可をする際は、条件を付し、又は必要な指示をすることができる。

(許可の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、備品の貸出しの許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により備品の貸出しの許可を受けたとき。
- (2) 備品の故障その他やむを得ない理由があるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が適当でないとき。

2 市長は、前項の規定により備品の貸出しの許可を取り消したときは、新型コロナウイルス感染症等対策備品貸出事業備品貸出許可取消通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定による取消しにより、申請者が損害を受けることがあっても、市は、その責めを負わない。

（使用料）

第8条 備品の使用料は、無料とする。ただし、貸出期間中における備品の運搬及び管理等に要する費用は、申請者の負担とする。

（貸出方法）

第9条 備品の貸出しの方法は、市長の指定する場所で第6条第1項の規定による許可を受けたもの（以下「使用者」という。）に直接引き渡すものとする。

2 前項の規定による備品の貸出しをしたときは、島田市財務規則（平成17年島田市規則第35号）第163条第2項に規定する物品貸与簿に貸出しの状況を記入しなければならない。

（返却）

第10条 使用者は、備品の貸出期間が満了したとき、又は備品の使用が終了したときは、速やかに当該備品を市長の指定する場所に返却するとともに、市長に新型コロナウイルス感染症等対策備品貸出事業備品使用実績報告書（様式第4号）を提出しなければならない。

2 前項の規定による備品の返却があったときは、島田市財務規則第163条第2項に規定する物品貸与簿に返却の状況を記入しなければならない。

（損害賠償）

第11条 使用者は、備品を毀損し、又は亡失したときは、直ちに、新型コロナウイルス感染症等対策備品貸出事業備品毀損等届出書（様式第5号）により市長に届け出るとともに、市長が相当と認める損害の額を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

2 備品の使用に当たって発生した事故等に対しては、市は一切の責任を負わない。

（その他）

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年11月27日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年12月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年2月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月12日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年5月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年7月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年9月5日から施行する。

別表（第3条関係）

| | 備品名 | 数量 | 備考 |
|----|---------------------------|-----|-----------------|
| 1 | サーモグラフィーカメラ | 1台 | 同時検知可能人数12名 |
| 2 | 非接触型体温計 | 20台 | |
| 3 | A I 体温検知カメラ | 4台 | 同時検知可能人数1名 |
| 4 | アルミ製テント | 4基 | 2,700mm×1,800mm |
| 5 | サーキュレーター | 5台 | |
| 6 | 次亜塩素酸空間除菌脱臭機ジアイーノ 24畳用 | 3台 | |
| 7 | 次亜塩素酸空間除菌脱臭機ジアイーノ 40畳用 | 1台 | |
| 8 | 次亜塩素酸空間除菌脱臭機ジアイーノ 56畳用 | 1台 | |
| 9 | アクリルパーテーション | 10台 | 580mm×850mm |
| 10 | アクリルパーテーション（受渡口有り） | 10台 | 580mm×850mm |

様式第1号（第5条関係）

新型コロナウイルス感染症等対策備品貸出事業備品借用申請書

年 月 日

島田市長

住所（法人その他の団体にあつては、
その主たる事務所の所在地）
申請者氏名（法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名）
電話番号

新型ウイルス感染症等の防止を図るため、感染対策に係る備品を借用したいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 借用備品名及び数量

| | 備品名 | 数量 | 貸出上限数 |
|----|------------------------|----|-------|
| 1 | サーモグラフィカメラ | | 1台 |
| 2 | 非接触型体温計 | | 20台 |
| 3 | AI体温検知カメラ | | 4台 |
| 4 | アルミ製テント | | 4基 |
| 5 | サーキュレーター | | 5台 |
| 6 | 次亜塩素酸空間除菌脱臭機ジアイーノ 24畳用 | | 3台 |
| 7 | 次亜塩素酸空間除菌脱臭機ジアイーノ 40畳用 | | 1台 |
| 8 | 次亜塩素酸空間除菌脱臭機ジアイーノ 56畳用 | | 1台 |
| 9 | アクリルパーテーション | | 10台 |
| 10 | アクリルパーテーション（受渡口有り） | | 10台 |

2 借用期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 使用目的

4 使用場所

5 添付書類

行事等の内容が分かる書類

様式第2号（第6条関係）

新型コロナウイルス感染症等対策備品貸出事業備品貸出許可書

第 年 月 日
号

様

島田市長



年 月 日付けで申請があった備品の貸出しについて、次のとおり許可します。

1 貸出備品名及び数量

| | 備品名 | 数量 |
|----|------------------------|----|
| 1 | サーモグラフィカメラ | |
| 2 | 非接触型体温計 | |
| 3 | A I 体温検知カメラ | |
| 4 | アルミ製テント | |
| 5 | サーキュレーター | |
| 6 | 次亜塩素酸空間除菌脱臭機ジアイーノ 24畳用 | |
| 7 | 次亜塩素酸空間除菌脱臭機ジアイーノ 40畳用 | |
| 8 | 次亜塩素酸空間除菌脱臭機ジアイーノ 56畳用 | |
| 9 | アクリルパーテーション | |
| 10 | アクリルパーテーション（受渡口有り） | |

2 貸出期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 使用目的

4 使用場所

5 貸出条件

- (1) 備品の盗難の防止に努め適正に使用し、又は管理すること。
- (2) 備品を処分し、又は目的以外に使用しないこと。
- (3) 備品を転貸し、又は備品の使用に関する権利を譲渡しないこと。
- (4) 備品に、使用に支障を来す大きな異常又は故障を発見したときは、直ちに使用を中止し、市長に報告すること。
- (5) 島田市財務規則及び島田市新型コロナウイルス感染症等対策備品貸出事業実施要領を遵守すること。

様式第3号（第7条関係）

新型コロナウイルス感染症等対策備品貸出事業備品貸出許可取消通知書

第 号
年 月 日

様

島田市長



年 月 日付け 第 号で許可した備品の貸出し備品の貸出し
について、次の理由により取り消したので、通知します。

なお、備品をお持ちの場合は、市長が指定する日までに市長の指定する場所に返却してください。

取消しの理由

様式第4号（第10条関係）

新型コロナウイルス感染症等対策備品貸出事業備品使用実績報告書

年 月 日

島田市長

住所 〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地〕
報告者氏名 〔法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名〕
電話番号

感染対策に係る備品の使用が終了したので、次のとおり報告します。

1 借用備品名及び数量

| | 備品名 | 数量 |
|----|------------------------|----|
| 1 | サーモグラフィカメラ | |
| 2 | 非接触型体温計 | |
| 3 | AI体温検知カメラ | |
| 4 | アルミ製テント | |
| 5 | サーキュレーター | |
| 6 | 次亜塩素酸空間除菌脱臭機ジアイーノ 24畳用 | |
| 7 | 次亜塩素酸空間除菌脱臭機ジアイーノ 40畳用 | |
| 8 | 次亜塩素酸空間除菌脱臭機ジアイーノ 56畳用 | |
| 9 | アクリルパーテーション | |
| 10 | アクリルパーテーション（受渡口有り） | |

2 借用期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 使用目的

4 使用場所

5 行事等参加人数

延べ 人

様式第5号（第11条関係）

新型コロナウイルス感染症等対策備品貸出事業備品毀損等届出書

年 月 日

島田市長

住所 〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地〕
報告者氏名 〔法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名〕
電話番号

借用した備品を 毀損 したので、次のとおり届け出ます。
亡失

1 毀損又は亡失をした借用備品名及び数量

| | 備品名 | 数量 |
|----|-----------------------|----|
| 1 | サーモグラフィカメラ | |
| 2 | 非接触型体温計 | |
| 3 | AI体温検知カメラ | |
| 4 | アルミ製テント | |
| 5 | サーキュレーター | |
| 6 | 次亜塩素空間除菌脱臭機ジアイーノ 24畳用 | |
| 7 | 次亜塩素空間除菌脱臭機ジアイーノ 40畳用 | |
| 8 | 次亜塩素空間除菌脱臭機ジアイーノ 56畳用 | |
| 9 | アクリルパーテーション | |
| 10 | アクリルパーテーション（受渡口有り） | |

2 毀損又は亡失をした日時

年 月 日 時 分 ころ

3 毀損又は亡失をした場所

4 毀損又は亡失をした時の状況

5 毀損した備品の状態（備品を毀損した場合に限る。）